

仕入控除税額（補助金返還額）の計算方法・報告書類について

1 補助事業に伴う補助金収入について

補助事業に伴う補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当しますが、一方で、補助事業に伴う事業経費は、控除対象仕入税額として仕入税額控除することも可能です。

したがって、この補助事業に限ってみれば、課税売上はゼロであって、当事業にかかった経費を控除対象仕入税額に算入した場合に、課税事業者はその消費税に相当する金額の還付を受けることができることになります。

国の視点から考えると、補助金を交付して消費税を還付することになるため、その分を重複して支給していることとなります。

これを調整するために、控除対象仕入税額のうち補助金に係る部分（消費税の確定申告において控除対象仕入税額に算入した金額に限る）について、返還が必要となります。

2 手続きについて

（1）補助金返還額がない場合

以下ア～オのいずれかに該当する場合は、仕入控除税額は0円であり、補助金の返還は必要ありません。

ただし、この場合でも下記【提出書類】の提出が必要です。

ア 消費税の確定申告の義務がない※¹。

※1 例：基準期間（法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者
イ 簡易課税方式により申告している。

ウ 公益法人等※²で、特定収入割合※³が5%を超えている。

※2 社会福祉法人、社会医療法人、一般社団法人など

※3 補助金、交付金、寄付金、出資に係る配当金、保険金、損害賠償金、会費など

エ 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。

オ 補助対象経費のすべてが人件費等の非課税仕入となっている。

【提出書類】

- ・（様式13）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・ 別紙1（共通）
- ・ 別紙2（返還なし）
- ・ その他以下の添付書類（前頁アに該当する場合は添付不要）
 - a. 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し（第1表、第2表）
 - b. 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し（付表2）
 - c. 特定収入割合が5%を超えることが確認できる書類（前頁ウの場合のみ添付）

(2) 補助金返還額がある場合

前頁(1)に該当しない場合、仕入控除税額に相当する金額について、補助金の返還が必要となります。

仕入控除税額は、課税売上割合（課税期間の課税売上高（税抜）÷課税期間の総売上高（税抜））の状況等により、下記ア～ウのように計算方法^{※4}が異なります。

また、下記【提出書類】の提出が必要です。

※4 税率が8%の期間における返還額は10/110を8/108に置き換えて計算してください。

ア 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合

$$\text{補助金額} \times 10 / 110 = \text{仕入控除税額}$$

イ 課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

$$\begin{aligned} & \text{補助金額} \times \text{補助対象経費のうち課税仕入額} / \text{補助対象経費} \times \text{課税売上割合} \\ & \times 10 / 110 = \text{仕入控除税額} \end{aligned}$$

ウ 課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

(A)と(B)の仕入控除税額の合計が補助金返還額となる。

- ・(A) 課税売上のみならず要する補助対象経費に使用された補助金

$$\begin{aligned} & \text{補助金額} \times \text{補助対象経費のうち課税売上対応分} / \text{補助対象経費} \times \\ & 10 / 110 = \text{仕入控除税額} \end{aligned}$$

- ・(B) 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$\begin{aligned} & \text{補助金額} \times \text{補助対象経費のうち共通対応分} / \text{補助対象経費} \times \text{課税売上割合} \\ & \times 10 / 110 = \text{仕入控除税額} \end{aligned}$$

【提出書類】

- ・(様式13) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・別紙1 (共通)
- ・別紙2～5 (確定申告の方法に応じたもの)

※「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 提出書類について」を参照してください。

- ・ その他以下の添付書類
 - a. 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し（第1表、第2表）
 - b. 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し（附表2）

3 報告後の手続きについて

(1) 返還なしの場合

仕入控除税額報告書等の提出後に、手続きは発生しません。

(2) 返還が生じた場合

仕入控除税額報告書等の提出後、当該返還相当額について県から納付書（請求書）を発送いたしますので、必ず期限までに金融機関の窓口等でお振込みください。